

静岡県告示第532号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年7月22日

静岡県知事 川勝平太

別表25の項中「林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）別記1の別表1」を「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）別表1」に、

「

<p>3 市町、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施する団体（林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び知事が林野庁長官と協議して認めるものに限る。）が事業細目の欄に掲げる5の事業を行うのに要する経費</p>	<p>5 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</p>	<p>3 リース物件価格（消費税及び地方消費税を除く。以下この項において同じ。）にリース期間（事業実施主体がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除して得た数の小数第3位を四捨五入して得た数をいう。）を法定耐用年数で除して得た数を乗じて得た額とリース物件価格から残存価格（消費税及び地方消費税を除く。）を減じて得た額とを比較していずれか少ない額（以下この項において「事業費」という。）の3分の1以内（導入する機械がスイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル及びタワーヤーダの場合にあつては、事業費の10分の4以内、森林施業プランナー育成対策事業実施要領（平成28年4月1日付け27林政経第301号林野庁長官通知）に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p>
---	-------------------------------	--	--------------------

を

		<p>実践評価を受け認定されているものであつて、年間5,000m<sup>3</sup>以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000m<sup>3</sup>以上の素材生産量を達成でき、かつ、静岡県経済産業ビジョン【森林・林業編】静岡県森林共生基本計画に記載されている木材生産の労働生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できるものにあつては、事業費の2分の1以内)</p>	
--	--	---	--

」

「

<p>3 林業経営体（選定経営体を除く。）が事業細目の欄に掲げる5の事業を行うのに要する経費</p> <p>4 市町、森林整備法人等、選定経営体及び再貸付けを実施する団体（林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び知事が林野庁長官と協議して認めるものに限る。）が事業細目の欄に掲げる6の事業を行うのに要する経費</p>	<p>5 マーケティング力ある林業担い手の育成（労働安全の確保）</p> <p>6 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）</p>	<p>3 事業費の2分の1以内</p> <p>4 リース物件価格（消費税及び地方消費税を除く。以下この項において同じ。）にリース期間（事業実施主体がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除して得た数の小数第3位を四捨五入して得た数をいう。）を法定耐用年数で除して得た数を乗じて得た額とリース物件価格から残存価格（消費税及び地方消費税を除く。）を減じて得た額とを比較していずれか少ない額（以下この</p>	<p>事業費の増額又は30パーセントを超える減額</p>	<p>事業細目の新設又は廃止</p> <p>事業細目の新設又は廃止</p>
--	--	---	------------------------------	---------------------------------------

		<p>項において「事業費」という。)の3分の1以内(導入する機械が林業用四輪駆動ダンプトラックの場合にあつては、事業費の4分の1以内、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル及びタワーヤーダ並びに架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたシステムの場合にあつては、事業費の10分の4以内、森林施業プランナー育成対策事業実施要領(平成28年4月1日付け27林政経第301号林野庁長官通知)に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されているものであつて、年間5,000m<sup>3</sup>以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9,000m<sup>3</sup>以上の素材生産量を達成でき、かつ、静岡県経済産業ビジョンに記載されている木材生産の労働生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できるものにあつては、事業費の2分の1以内)</p>	
--	--	---	--

に改め、

」

同表28の項中「林業イノベーション推進事業」を「森林・林業イノベーション推進事業」に改める。

**附 則**

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。